

令和2年 7月 9日

保護者の皆様

宇都宮大学共同教育学部附属小学校
校長 池田 聖

携帯電話所持の約束の改訂及び登録シールの変更について

盛夏の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、携帯電話所持の約束の改訂及び携帯電話登録シールの変更について、下記の通りお知らせいたします。

記

1 携帯電話所持の約束の改訂について

本校では携帯電話の登録制をとっており、安全上、必要な場合のみ所持を許可しております。

携帯電話所持の約束については、年度初めにお知らせをしておりますが、昨今の事情から内容を一部付け加え、改訂いたします。

「(2) 登下校時の約束」の項目

【変更前】

- 原則的には、バスや電車の中、道路、駅等、いずれの場所でも使用しない。携帯電話を取り出すこともしない。
- 緊急の連絡のみに使用する。また、その場合も担任、もしくは下校指導担当の教師の許可を得てから使用する。ただし、震災、事故、乗り過ごし、不審者との遭遇などの場合は、教師の許可がなくても自分の判断で使用してよい。
- 保護者との日常の連絡用には使用しない。

【変更後】

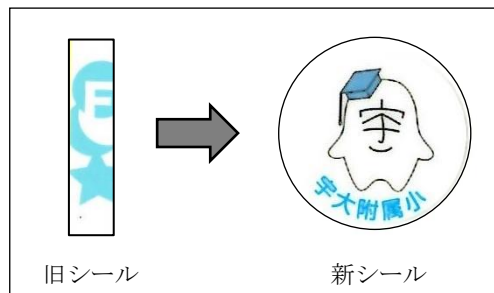
- 原則的には、バスや電車の中、道路、駅等、いずれの場所でも使用しない。携帯電話を取り出すこともしない。
- 緊急の連絡のみに使用する。また、その場合も担任、もしくは下校指導担当の教師の許可を得てから使用する。ただし、震災、事故、乗り過ごし、不審者との遭遇、**その他安全面に關わる保護者との連絡**の場合は、教師の許可がなくても自分の判断で使用してよい。
- 保護者との日常の連絡用には使用しない。

「(1) 校内」「(3) 携帯電話所持の承認」については、変更はありません。再度、ご家庭で「携帯電話所持の約束(裏面参照)」について、ご指導をお願いいたします。

2 登録シールの変更について

携帯電話登録シールを右記のように変更いたします。

- 今年度、携帯電話所持申請書を提出している児童に新しいシールを配布いたします。費用はかかりません。
- 配布後、新シールに貼り替えてください。
- 今後、新しく所持申請をする場合には、実費として100円をいただきます。



本校における携帯電話所持の約束

(1) 校内

- 携帯電話は、かばんの中にしまい、校内では取り出さない。
- 友達に携帯電話を持っていることを話さない。
- 音や振動が出ない状態(マナーモード)にしておく。

(2) 登下校時

- 原則的には、バスや電車の中、道路、駅等、いずれの場所でも使用しない。携帯電話を取り出すこともしない。
- 緊急の連絡のみに使用する。また、その場合も担任、もしくは下校指導担当の教師の許可を得てから使用する。ただし、震災、事故、乗り過ごし、不審者との遭遇、その他安全面に関わる保護者との連絡などの場合は、教師の許可がなくても自分の判断で使用してよい。
- 保護者との日常の連絡用には使用しない。

(3) 携帯電話所持の承認

- 以上の約束を守るとともに、明確な所持理由がある場合のみ、携帯電話を学校に持ってくるができる。
- 約束を守れない場合は、所持の許可を取り消す。

※ 携帯電話を持たせることで、使用の仕方によっては被害者にも加害者にもなる危険性があります。子どもが他の人に被害を与えてしまった場合の責任は保護者にあります。公共機関等から出されている情報をご確認の上、ご指導くださいますようお願いいたします。

※ 過去には、校内において、保護者の方からかかってきた電話に子どもが出てしまうという事例もありました。保護者の皆様の連絡は、学校の電話にお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

令和2年度 携帯電話所持申請書（許可後～2021.3.31）

- () 昨年度登録済みのため、本書のみ提出いたします。
- () 昨年度登録済みですが、シール購入のため100円を添えて提出いたします。
- () 今年度初めての登録のため、100円を添えて提出いたします。

携帯電話を所持させる理由をお書きください。子どもたちのより一層の安全確保のため、明確な理由がなければ、承認することができませんのでよろしくお願いいたします。

上記の理由により、携帯電話の所持を希望します。

なお、校内及び登下校時には学校の携帯電話の約束を守るよう家庭でも指導するとともに、使い方について家庭内でよく話し合い、適切な行動がとれるようにいたします。

児童氏名 _____ 年 組 _____

所持させる携帯電話番号 _____

保護者名 _____ 印